

河合町告示第 25 号

河合町国民健康保険税滞納世帯に係る被保険者証・被保険者資格証明書の交付等事務処理要綱(平成13年4月河合町告示第36号)の一部を次のように改正する。

平成28年12月27日

河合町長 岡井 康德

第18条第3項及び第4項中「15歳」を「18歳」に改める。

第26条第1項中「、出産育児一時金」を削除する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。